

川西市業務委託競争入札等に関する公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託及び物件の買入れ（以下「業務委託等」という）の競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という）に係る入札結果等を市民に公表することにより、公正な入札執行を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 市が執行する競争入札等に係る公表の対象は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額50万円を超える業務委託の競争入札
- (2) 設計金額80万円を超える物件の買入れの競争入札
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3・4号による随意契約

(公表の範囲)

第3条 業務委託等の競争入札に係る発注予定の公表範囲は、業務又は物件の名称、入札を行う時期、履行期間又は納入期限、業務場所又は納入場所、契約方法とし、入札結果等の公表範囲は発注予定の公表範囲に開札執行日、入札者名、落札者名、金額、予定価格を加えたものとする。

- 2 前条第3号の場合は川西市契約規則（以下「規則」という）第34条の2の規定によるものとする。
- 3 前2項に掲げる公表範囲のうち、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務であって市の行為を秘密にする必要があり、市長が公表することが不適切であると判断した場合には、その一部又は全部を公表しないことができるものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 業務委託等の競争入札等に係る公表の時期については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号の場合は、発注予定については発注計画表により年度当初から当該年度末まで、入札結果等については入札結果表により開札執行日の翌営業日から当該年度末まで
 - (2) 第2条第3号の場合は、発注見通し及び契約の締結状況一覧により、規則第34条の2第1号に規定する内容については発注日前から当該年度末まで、規則第34条の2第2号に規定する内容については契約締結後から当該年度末まで
- 2 前項の閲覧期間に関し、市長が特に必要と認めた場合には、これを翌年度末まで延長することができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、請求があったときは、前条に定める公表範囲内において発注計画表及び入札結果表、発注見通し及び契約の締結状況一覧を閲覧に供する。
 - 4 業務委託等の競争入札等に係る公表の方法は、総務部契約検査課及び市ホームページにおいて閲覧とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。